

令和8年第3回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 5 月 8 日 (金曜日) 午前 9 時 5 9 分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 7 号

提案～採決

○出席議員（９名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 原 源 次
 4 番 三 澤 澄 子
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 笹 沼 美 保

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 尾 形 浩
 総 務 課 長 武 井 厚
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 武 島 亮 子
 会 計 管 理 者 池 田 友 美
 財 務 課 長 唐 澤 大
 住民環境課長 有 賀 寛

健康医療課長 武 井 香 織
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 太 田 祥 二
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 清 水 勝 宏
 建設水道課長 鈴 木 達 也
 教 育 次 長 高 橋 里 江
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 書 記 近 藤 隆 博

会議のてんまつ

令和8年5月8日

午前9時59分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

ただいまから、令和8年第3回南箕輪村議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、山崎文直議員、7番、百瀬輝和議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） 御苦労さまです。議会運営委員長の報告をします。

本日招集されました令和8年第3回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、過日議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告します。

本臨時会に付議された事件は、議案7件です。会期は本日5月8日限りとします。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日5月8日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。令和8年第3回議会臨時会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り開催できますことに、お礼を申し上げます。

当議会では、ふれあい交流センター大芝の湯のリニューアル工事の件、また、南箕輪小学校旧学校給食センターの改修の件、また、補正予算等の御審議をお願いいたします。

ふれあい交流センター大芝の湯につきましては、当初5月11日からリニューアル工事を予定しておりましたが、昨今の世界情勢の影響により資材調達の遅延が見込まれることから、現時点では7月15日まで営業を継続させていただくことにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

全議案、原案どおりお認めいただきますことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることと認めたため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の主な改正は、軽自動車税環境性能割の廃止、村民税肉用牛の売却による事業所得の特例の適用期限の延長、固定資産税改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の規定の新設等、法改正に伴う改正及び所要の整備となります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

8ページを御覧ください。アンダーラインの部分が改正箇所となります。

第18条の3、納税証明事項、こちらにつきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。軽自動車税につきましては、取得者に環境性能割、所有者に種別割を賦課しておりましたが、環境性能割が廃止となりますので、種別割を軽自動車税に改めるものでございます。

第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金。

右側の改正前、第81条の6第1項につきましては、環境性能割の申告納付の規定となります。後ほど該当するページで説明いたしますが、同じく環境性能割廃止に伴う改正により、削除する条項となります。

9ページを御覧ください。

第19条第2号及び第3号につきましても、引用する条項第81条の6第1項の削除によるものでございます。

第33条、所得割の課税標準、こちら特定配当等の所得に係る規定となりますが、法改正に合わせた改正となります。

第80条、軽自動車税の納税義務者等でございますが、改正前第1項の改正、第2項の削除、第3項の第2項への繰上げにつきまして、環境性能割廃止に伴う改正となります。

10ページを御覧ください。

10ページ第81条、軽自動車税のみなす課税。

11ページ改正前の第81条の3から16ページ第91条までの条項等の文言の改め及び削除につきましては、全て環境性能割の廃止に伴う改正となっております。

16ページの改正前附則第7条の3、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除、こちらにつきましては、法附則第5条の4削除に伴う改正となります。

17ページの改正前附則第7条の3の2を附則第7条の3に改めますが、これにつきましては、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備による改正となります。

18ページ第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例、こちらにつきましては、法附則第5条の4削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正となります。

おめくりいただきまして、19ページ附則第10条の2、法附則15条第2項第1号等の条例で定める割合、こちらにつきましては、第3項から23ページ第10条の3第15項第3号、こちら法附則第15条改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設及び項のずれに伴う所要の整備による改正となります。

法附則第10条の4、令和6年度能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、条例第54条第6項、こちら固定資産税の納税義務者等を規定してございますが、こちらの土地区画整理法等に係る仮換地等の所有者のみなし課税に係る関係で、25ページの第4項までが新設となります。

25ページ改正前となりますが、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、こちら27ページ第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、そちらまで、環境性能割の廃止に伴い削除となります。

附則第16条軽自動車税の税率の特例から29ページ附則第16条の2第3項まで、同じく環境性能割の廃止に伴い、改正となります。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例第3項第2号から、31ページ第17条長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税特例第3項第2号まで、法附則第5条の4削除に伴う改正となります。

第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の特例から、32ページ、附則第17条の2第2項まで、法附則第34条の2の改正による適用期限の延長に伴う改正となります。

附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例第5項第2号から、36ページ、附則第19条の10第5項第2号まで、法附則第5条の4削除に伴う改正となります。

7ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

附則第1条、施行期日は令和8年4月1日からの施行としまして、第2条で固定資産税、第3条で軽自動車税に係る経過措置を定めてございます。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めたため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

今回の主な改正は、子ども・子育て支援納付金制度の創設等に係る地方税法の改正に伴う改正となります。

8ページを御覧ください。

課税額、第2条第1項から11ページ第5条の2第1項第1号まで、法第703条の4、子ども・子育て支援納付金の新設に伴う改正、施行令第56条の88の2、課税限度額の引上げに伴う改正及び都道府県が保険者となったことに伴う所要の整備となります。

なお、9ページ目にお戻りいただき、中ほど第2条第2項基礎課税額、こちら課税限度額でございますが、66万円から67万円となります。

10ページを御覧ください。

第2条第5項でございますが、子ども・子育て支援納付金の限度額を3万円と規定してございます。

続いて、11ページを御覧ください。

第9条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、そこから、18ページ第21条国民健康保険税の減額第3号ウまで法改正、子ども・子育て支援納付金制度の創設及び軽減判定の算定額の引上げに伴う改正となります。

お戻りいただきまして、11ページ、第9条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て納付金課税額の所得割でございますが、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定し、第9条の5で均等割額を被保険者一人について1,000円、第9条の6で18歳以上被保険者の均等割額被保険者一人について100円、第9条の7で世帯別平等割額、第1号で特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1,100円、2号で特定世帯、こちらは2分の1の減免に係る世帯でございますが550円、第3号で特定継続世帯、こちらは4分の1の減免に係る世帯になりますが825円で、子ども・子育て支援納付金の課税額を規定してございます。

14ページ、第21条国民健康保険税の減額でございます。第1号キでは、7割減免世帯に係る均等割減額700円、クで18歳以上被保険者の均等割減額70円、ケで世帯別均等割減額、（ア）で特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で770円、（イ）特定世帯で385円、（ウ）特定継続世帯で577.5円をそれぞれ規定してございます。

15から16ページ目、15の下から16ページにわたりますが、5割減免世帯に係る減額をキで均等割減額500円、クで18歳以上被保険者の均等割減額50円、ケで世帯別平等割減額、ケの（ア）で特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で550円、（イ）で特定世帯で275円、（ウ）で特定継続世帯で412.5円をそれぞれ規定してございます。

17ページで2割減免世帯に係る減額を、キで均等割額200円、クで18歳以上被保険者の均等割額20円、ケで世帯別均等割減額（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で220円、（イ）特定世帯で110円、（ウ）特定継続世帯165円をそれぞれ規定してございます。

第21条第2項第1号及び第2号につきましては、減免額の修正に伴う改正となります。

2項第1号国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、こちらにつきましては、アで1万9,380円から3,420円、イで1万7,100円から5,700円、ウで1万3,680円

から9,120円、第2号国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額、アで7,650円を1,350円、イで6,750円を2,250円、ウで5,400円を3,600円とそれぞれ規定してございます。

第21条2項第3号から、27ページ附則第13項上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例まで、子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴う改正となります。

6ページにお戻りいただきまして、附則第1条施行期日としまして、令和8年4月1日からの施行としますが、第21条第2項第1号及び第2号につきましては、令和4年4月1日からの適用としております。

第2条経過措置としまして、第21条第1項及び第2項の規定につきましては、改正後の南箕輪村国民健康保険税条例の規定によりなされたものとみなします。第3条に適用区分を定めてございます。

以上、第2号議案の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

国保税は3月定例議会で一応決定しているわけでありまして、その中の条例改正が今出てきたということではありますが、本村では、子育て支援分のみが負担増になるというふうに基本的には聞いていたわけでありまして、その部分が総額でどのぐらいになるのか、1件当たりどのくらいで計算されているのかを教えてくださいということと、それから、未就学児の均等割ですけれども、これが今度変わったということによいのかどうか、負担割合が減ったということでもいいのかどうか、ちょっとその点だけ2点お聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） 三澤議員の質問にお答えします。

子ども・子育て支援金、こちらにつきましては、現在国民健康保険加入者数が2,414名、うち18歳以上が2,204名で、均等割につきました1,100円、18歳以上にかかります。世帯別世帯割につきましたも、1,100円がかかります。ですから、単純計算しますと人数掛ける1,100円で均等割額、世帯数が1,650世帯が加入となっていますので、そちらに1,100を掛ければ計算上は出るんですが、7割減免、5割減免、2割減免、所得につきましては、所得割0.3%がかかるものでございますが、今、課税処理が確定してございませんので、またそれにつきましては再度計算をさせていただきますが、今は加入世帯と均等割の額、世帯割の額、そちらのみちょっとお伝えする形で、申し訳ございませんがよろしくお願いします。

未就学児の減額の改正でございますが、こちらは令和4年に改正する額がいわゆる条例上誤っていた、ただし、システムの計算のほうは正しいということで、それに合わせる改正となります。

以上となります。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質問を終わります。

議案第3号「令和8年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「令和8年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では軽自動車税の環境性能割の廃止と減収補填分の特例交付金によるものが主なものであります。歳出は、花いっぱい推進協議会への補助金の増額が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億2,890万円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、12目地域づくり推進事業費、0242事業地域づくり推進事業補助金、18節負担金、補助及び交付金、こちら、村道6号線沿いの花壇の区画の整備及び修繕に係る南箕輪村花いっぱい推進協議会への補助金増額分を計上してございます。

13目企画費、0241事業企画調整管理事務、8節旅費、こちらにつきましては、地域公共交通事業の視察に係る職員2名分の旅費を計上してございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、0703事業観光振興事業、12節委託料、こちら経ヶ岳登山道の追加の整備に係る委託料増額分を計上してございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、679万8,000円減額して歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、2、歳入を御覧ください。

1款村税、3項軽自動車税、1節現年度課税分でございます。先ほど議案第1号で御説明申し上げました南箕輪税条例の一部を改正する条例の施行に伴う補正でございます。

1目軽自動車税から2目環境性能割、3目種別割と合わせて御説明申し上げます。

環境性能割の廃止に伴いまして、2目環境性能割、1節現年度課税分の全額を減額いたします。また、種別割を軽自動車税に改めたことによりまして、3目種別割、1節現年度課税分の全額を減額としまして、同額を1目軽自動車税、1節現年度課税分に計上するものでございます。

11款地方交付金、3項自動車税等減収補填特例交付金、1目自動車税等減収補填特例交付金、1節自動車税等減収補填特例交付金、環境性能割の廃止に伴う減収見込分に係る特別措置法に基づく特例交付金の概算交付額を計上してございます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第4号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（建築工事）に関わる請負契約を締結するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） それでは、議案第4号、令和8年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（建築工事）に係る工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

説明資料により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

令和8年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（建築工事）の入札結果についてでございます。

1の入札会の時期は、令和8年4月24日、午前10時。

2の工事の内容につきましては、ふれあい交流センター大芝の湯のリニューアルに伴うキッズルーム、プリン工房、厨房等の本館の増築、機械室の新築、その他外構工事一式でございます。

3の契約方法につきましては、総合評価一般競争入札。

4の入札の結果でございますが、応札者数4者、落札金額は3億3,275万円。落札業者は、上伊那郡南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役 原武光でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和8年11月21日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 応札者の名前と落札率をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 応札者でございますが、原建設株式会社、池田建設株式会社、浅川建設工業株式会社、西武建工株式会社でございます。

落札率につきましては、99.33%でございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第5号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（機械設備工事）に関わる請負契約を締結するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 議案第5号、令和8年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

説明資料により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

令和8年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（機械設備工事）の入札結果についてでございます。

1の入札会の時期は、令和8年4月24日、午前10時。

2の工事の内容につきましては、ふれあい交流センター大芝の湯のリニューアルに伴う給排水設備、浴場設備、厨房機器設備等の機械設備工事一式でございます。また、バイオマスボイラー設備工事一式及び廃材処理工事、撤去工事一式も含めます。

3の契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札。

4の入札の結果でございますが、応札者数2者、落札金額は5億1,150万円。落札業者は、上伊那郡南箕輪村982番地2、株式会社堀建設、代表取締役 堀正秋でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和8年11月21日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

同じく応札者と、それから落札率のほうをお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 応札者につきましては、株式会社堀建設、原建設株式会社の2者でございます。

落札率は99.85%となっております。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。1点教えてください。

大芝の湯、設備の関係なのでちょっとお聞きしますが、温泉で源泉が大泉川のところからきて、大芝の湯まで引いていると思います。ここを閉めるとなると、その源泉の管理というのをどんなふうに考えているかちょっとお聞きしたいと思いますが。

議長（笹沼 美保） 清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 源泉の管理でございますが、今の時点では特にどうこうするというふうには考えておりませんけれども、実際に上がってくる湯の量の分がございますので、その点についてはそのまま処理するような形になるかと思っておりますけれども、使えるところがあればそこは使っていくという形になりますけれども、実際に湯の出てくる量をセーブしたりとか、そういったことができればしていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

以上です。

議長（笹沼 美保） 7 番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） できれば、開発公社さんが指定管理になっていきますので、開発公社さんのお考えも聞きながら、有効利用できれば有効利用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第 6 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第 6 号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 8 年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（電気設備工事）に関わる請負契約を締結するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） それでは、議案第 6 号、令和 8 年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（電気設備工事）に係る工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

説明資料により説明をさせていただきますので、議案 2 ページを御覧ください。

令和 8 年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事（電気設備工事）の入札結果についてでございます。

1 の入札会の時期は、令和 8 年 4 月 24 日、午前 10 時。

2 の工事の内容につきましては、ふれあい交流センター大芝の湯リニューアルに伴う受変電設備、幹線設備、動力設備等の電気設備工事一式及び撤去工事一式でございます。

3 の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札。

4 の入札の結果についてでございますが、応札者数 3 者、落札金額は 8,239 万円、落札業

者は、上伊那郡南箕輪村5906番地2、有限会社唐木電設、代表取締役 唐木敏彰でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和8年11月21日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 先ほど説明を受けましたが、応札者と落札率をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 応札者でございますが、有限会社唐木電設、株式会社A・M・C、有限会社唐沢電気、以上3者でございます。落札率につきましては、99.66%となっております。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第7号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度繰越 南箕輪小学校旧学校給食センター改修工事（建築工事）に関わる請負契約を締結するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

高橋教育次長。

教育次長（高橋 里江） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

議案書の2ページの説明資料を御覧ください。

令和7年度繰越 南箕輪小学校旧学校給食センター改修工事（建築工事）の入札結果を申し上げます。

1について、入札会の時期は、令和8年4月7日、午後1時30分です。

2について、工事の内容は、南箕輪小学校旧学校給食センターの外壁改修、内装改修、建具、塗装、耐震改修及びそれに伴う付帯工事一式です。

3について、契約の方法は、制限付一般競争入札です。

4について、入札の結果は、応札者数2者、落札金額は消費税込で8,745万円、落札業者は、長野県上伊那郡南箕輪村40番地1、株式会社宮坂組、代表取締役 宮坂義広です。

5について、工期は、議会議決の日から令和9年3月1日です。

以上、細部説明といたします。

議長（笹沼 美保） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4 番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） これは前から計画されていたところでありますので、取りあえず応札者と落札率を教えてくださいながら、着工については議決の日というふうになっておりますが、もう準備できて着工できる状態なのかどうかをお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 高橋教育次長。

教育次長（高橋 里江） それでは、三澤議員の質問にお答えいたします。

応札者は株式会社宮坂組、原建設株式会社でございます。落札率は98.8%です。

また、今後についてですけれども、昨今の情勢もあります。今、仮契約という状態ですので、議会議決をいただいた後、早急に業者と打合せを進めながら工事を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「令和8年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 全議案、原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

本日 5 月 8 日は南箕輪中学校で競歩大会が行われております。また 5 月 30 日には、中央アルプス経ヶ岳ラウンドトレイルに名称変更をし、コースも 21 キロメートルから 32 キロメートルに長くしたトレイルランニング大会が大芝高原を出発として行われます。例年より多くの参加者をいただいている状況でございます。5 月 11 日まで申込みを受け付けておりますので、ぜひ多くの皆様の御参加をよろしくお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（笹沼 美保） 以上をもちまして、令和 8 年第 3 回南箕輪村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午前 10 時 49 分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員